

令和元年度青森県クルーズ船誘客モデル事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、クルーズ客船の本県港湾への寄港促進による誘客を図るため、観光関係団体等が行うクルーズ船誘客モデル事業に要する経費について、令和元年度予算の範囲内において、当該観光関係団体等に対し、青森県クルーズ船誘客モデル事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業者)

第2 補助金の交付の対象となる者は、観光関係団体、商工関係団体、NPO法人及びこれらに類する組織団体とする。

(補助事業、補助対象経費及び補助金の額)

第3 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(申請書等)

第4 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付の条件)

第5 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助事業の内容について変更（補助金の増額を伴わず、補助事業の趣旨を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）を加える場合において、事業変更承認申請書（第4号様式）を知事に提出してその承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合において、事業中止（廃止）承認申請書（第5号様式）を知事に提出してその承認を受けること。

- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において、速やかにその旨を知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを令和2年4月1日から5年間保管しておくこと。
- (5) 法令、規則及びこの要綱の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づく知事の命令を遵守すること。

(申請の取下げの期日)

第6 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日とする。

(補助金の交付方法)

第7 補助金は、補助事業の完了後交付する。

(補助金の請求)

第8 補助金の請求は、補助金額が確定後、速やかに補助金請求書(第6号様式)を知事に提出して行うものとする。

(実績報告)

第9 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了の日(補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日)から起算して30日を経過した日又は令和2年4月28日のいずれか早い期日までに事業実績報告書(第7号様式)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 事業実績書(第2号様式)
- (2) 収支決算書(第3号様式)
- (3) その他知事が必要と認める書類

附則

この要綱は、令和元年5月13日から施行する。

別表（第3関係）

補助事業	補助対象経費	補助金の額
<p>本県港湾に寄港するクルーズ客船の外国人乗客及び乗員を対象として県内において実施する次の各号に該当する事業</p> <p>(1) モニターツアーの企画、造成など外国人乗客向けコンテンツ開発に関する取組</p> <p>(2) 外国人乗客向けマップの製作や出張案内所の設置など受入体制の整備に関する取組</p> <p>(3) その他クルーズ客船の外国人乗客及び乗員の歓迎体制の整備に資すると認められる取組</p>	<p>補助事業の実施に要する次に掲げる経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ○報償費 ○旅費 ○印刷製本費 ○通信運搬費 ○翻訳料 ○委託料 ○使用料及び賃借料 ○消耗品費 <p>〔人件費等の経常的な運営費及び懇親会等の経費を除く。〕</p>	<p>補助対象経費の合計額の3分の1に相当する額又は150千円のいずれか低い額以内の額</p>